

## パークゴルフ場 オープンのお知らせ

今シーズンの市街地パークゴルフ場オープン予定日をお知らせします。なお、コース整備の際は、利用者の皆さんにご不便をお掛けしますがご理解をお願いします。



### ○オープン予定日／

- ・桜、駒ヶ丘、ときわパークゴルフ場…5月10日(月)
- ・釧路川標茶緑地(旭河川敷)…ホールにピンが設置された日から利用可能

### ○団体利用をする方へ／

- ・ときわパークゴルフ場…農業者トレーニングセンターへ申請書を提出(30人以上団体利用の場合)
- ・その他市街地パークゴルフ場…役場建設課住宅都市計画係へ連絡

### ○シーズン券／(一般)6,280円、(70歳以上)4,180円

※4月23日(金)から農業者トレーニングセンター、開発センター、各公民館で販売します。

### ○問い合わせ／

- ・ときわパークゴルフ場…農業者トレーニングセンター ☎485-2434
- ・その他市街地パークゴルフ場…役場建設課住宅都市計画係(1階⑧番窓口 ☎内線274)

## 釧路川の思い出・懐かしい 写真を募集します

釧路川治水100年記念出版編纂委員会では、釧路川治水100年を記念して、写真集「なつかしい写真で綴る釧路川100年の記憶」を出版するにあたり「釧路川と地域の人々の暮らし、風景など懐かしい写真」を募集します。

### ○応募条件・方法／

- ・写真は1人3点まで。
- ・プリント(印画紙)または画像データによること。
- ・郵送、メール、窓口持参のいずれかの方法で応募してください。

### ○応募締切／5月31日(月)

### ○応募先／

- ・郵送…「釧路新聞社 釧路川写真受付(〒085-8650釧路市黒金町7-3)」宛て
- ・メール…件名を「釧路川写真応募」にして「event@news-kushiro.jp」宛てに送信
- ・窓口持参…役場企画財政課企画調整係(2階⑰番窓口 ☎内線222)

### ○問い合わせ／釧路川治水100年記念出版編纂委員会(釧路新聞社メディア事業部 ☎0154-22-1111)

※詳しくは、ホームページ(<https://kushironews.jp/river100/>)をご覧ください。

## 献血協力の お礼とお願い

昨年度は移動献血車「ひまわり号」を4回運行し、延べ133の方に献血へのご協力をいただきました。ご協力いただいた皆さまに、心よりお礼を申し上げます。

しかし、依然として血液は不足しています。今年度も皆さんのご協力をお願いします。

なお、献血をされた方には、後日、血液センターから血液検査結果が送られますので、健康チェックにお役立てください。

### ○実施日／4月19日(月)

### ○場所・時間／

- ・役場前…午前10時～正午
- ・農業協同組合前…午後1時30分～3時
- ・開発センター前…午後3時30分～4時30分

※献血にかかる時間は45分程度です。

※体重50kg以上で、男性17歳以上・女性18歳以上の方には、400ml献血をお願いしています。

### 【今年度の予定】

7月13日(火)、10月8日(金)、令和4年1月6日(木)



## 義援金のお知らせ

日本赤十字社では「令和3年2月福島県沖地震災害義援金」の受け付けを開始しました。この義援金は2月中旬に福島県沖を震源とした最大震度6強の地震により被災された方々の支援に役立てられます。

皆さんの温かいご協力をお願いします。

### ■受付期限／5月31日(月)まで

### ■受付方法／

- ・窓口での受付を希望される方は、下記係へご持参ください。
- ・銀行振込を希望される方は、下記係へ問い合わせいただくか、日本赤十字ホームページをご覧ください。

### ■問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係(1階④番窓口 ☎内線133)



## 釧路湿原国立公園連絡協議会からのお知らせ

### ◎釧路湿原こどもレンジャー登録者募集

登録者を対象に体験型のイベントを開催し、楽しみながら釧路湿原について学習します。



- 対象／釧路市・釧路町・標茶町・鶴居村内の小学校4～6年生
- 参加費／無料
- 申込方法／電話またはメール (ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp)
- 申し込み・問い合わせ／釧路湿原国立公園連絡協議会事務局 (釧路市役所環境保全課内 ☎0154-31-4594)

### ◎春の足音を聴きに行こう

新しくなった木道を歩きながら、早春の釧路湿原を楽しみます。

- 日時／4月11日(日)、午前10時～正午
- 定員／10人
- 参加費／無料
- 集合・申し込み・問い合わせ／鶴居村温根内ビジターセンター (☎0154-65-2323)

### ◎早春の湿原 野鳥観察会

渡り鳥の中継地シラルトロ湖周辺で、講師の解説を聞きながら野鳥観察を楽しみましょう。



- 日時／4月24日(土)、午前10時～正午
- 定員／10人
- 参加費／無料
- 集合場所／シラルトロ自然情報館駐車場
- 申し込み・問い合わせ／塘路湖エコミュージアムセンター (☎487-3003)

## あなたの相続手続きを応援します！

全国の法務局では、相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。この制度を利用すると、相続手続きで戸籍謄本や住民票を関係機関に何度も提出する必要がなくなります。

一度、法定相続情報一覧図(戸籍謄本と相続関係を一覧に表した図)と申出書などを法務局に提出すると、法定相続情報一覧図の写しの証明が必要な分だけ無料で発行されるようになります。相続登記はもちろん、亡くなった方名義の預貯金の払い出しや相続税の申告、年金などの手続きにも利用できます。

本制度の詳しい内容は、下記へ問い合わせ、または法務局ホームページをご覧ください。

- 問い合わせ／釧路地方法務局登記部門 (☎0154-31-5021)

## 「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました

令和2年7月10日から全国312カ所の法務局において、自分で作成した遺言書を保管できるようになりました。

法的効果のある遺言書によって、自らの最後の意思表示をすることは、相続を巡る紛争を防止する観点からも、安心して老後の生活を送るための有効な手段です。

この制度を利用すると、遺言書の紛失や改ざんを防止ことができ、相続発生後の検認手続きも不要となります。

本制度の詳しい内容は、下記へ問い合わせ、または法務局ホームページをご覧ください。

- 問い合わせ／釧路地方法務局供託課 (☎0154-31-5016)

## 令和4年度町職員を募集します

令和4年度の釧路管内町村職員(一般事務・大卒)の採用資格試験を行います。

- 採用予定／標茶町2人、弟子屈町2人、鶴居村1人、厚岸町2人、浜中町1人、白糠町2人、釧路町若干名
- 受験資格／平成5年4月2日～平成12年4月1日生まれの大学卒業者・卒業予定者
- 第1次試験／7月11日(日)
- 試験会場／釧路町公民館
- 申込方法／申込書に必要事項を記入して持参または郵送(申込書は下記で配布)
- 受付期間／4月14日(水)～6月4日(金)(郵送の場合は当日消印有効)
- 申し込み・問い合わせ／
  - ・役場総務課職員係(2階⑬番窓口 ☎内線216)
  - ・釧路町村会事務局 (☎0154-43-0649)

## ブロードバンド設備設置の支援制度

地理的・地形的な要因で無線LANへの接続が困難な場合や、無線LANへの接続に建柱などの特別な工事費が発生する方はブロードバンド設備設置の支援制度をご使用ください。

この支援制度は、初期費用が33,000円を超える場合に対象となります。例えば、衛星インターネット設備設置のための初期費用が605,000円かかるとき、初期費用と個人負担額33,000円の差額572,000円を助成します。

制度の詳しい内容や手続きは、下記係へ問い合わせください。

- 問い合わせ／役場総務課デジタル推進係(2階⑬番窓口 ☎内線218)

## 地域づくりを支援します

本町ではまちづくりや産業振興などを幅広く支援するために、地域活性化に向けた自主的な取り組みを支援しています。

### ○地域振興補助金／

- ・対象…町内会・地域会
- ・募集期限…4月30日(金)

### ○地域文化振興事業助成金／

- ・対象…町内の団体など
- ・補助金額…対象経費の70%以内
- ・対象事業…町内の団体などが行うまちづくりリーダー養成のための自主的な研修など
- ・対象事業の例…人材育成のために必要な研修会などへの参加・開催、地域間交流などに関する事業
- ・募集期限…4月30日(金)

※事業の実施が未確定な場合は、随時、受け付けますので、ご相談ください。

### ○申し込み・問い合わせ／役場企画財政課地域振興係（2階17番窓口 ☎内線224）

## 春の全国交通安全運動

新入学児童・園児が学校などに通い始めます。学校・幼稚園・保育園付近や、子どもの近くを通る時は、安全で思いやりのある運転を心掛けましょう。

家庭・学校・町内会では、交通ルールや安全な歩き方などを教え、大人が自ら手本となるよう行動しましょう。

### ○期間／4月6日(火)～15日(木)

### ○運動の重点／

- ・子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ・自転車の安全利用の推進

### ○問い合わせ／役場総務課交通安全係（2階13番窓口 ☎内線213）

## 浄化槽の維持管理

浄化槽を設置・使用する方（浄化槽管理者）には、3つの義務があります。水質基準に満たない浄化槽処理水を放流したり、法定検査を受検しない場合は、浄化槽法により30万円以下の過料が科せられることがあります。浄化槽の設置・変更・廃止の際は、下記係に届け出をしてください。



### ①法定検査（水質検査）を受けましょう

法定検査では、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているか確認します。検査には使用開始後3～8カ月以内に行う「設置後等の水質検査」と、毎年1回行う「定期検査」があります。浄化槽をお使いの方で検査案内が届いていない方は、北海道浄化槽協会（☎011-823-4750）に問い合わせてください。

### ②保守点検を受けましょう

保守点検では、浄化槽の機能を維持するための機器類の調整や、消毒薬の補充などを行います。およそ4カ月に1回以上実施する点検は、浄化槽管理士または専門の登録業者に委託することができます。（点検回数は処理方式や処理対象人員によって異なります）

### ③清掃を行いましょ

清掃とは、バキューム車で汚泥を引き抜くことをいいます。浄化槽には水に溶けない固形物や汚泥が少しずつたまるため、そのままにしておくと臭いや水質悪化の原因になります。清掃は年1回以上行う必要があります。町内の許可業者に委託することができます。

### ○問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階3番窓口 ☎内線127）

## 合併処理浄化槽の補助金について

生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として、本町では下水道の集合処理が困難な地域に合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を支給しています。

### ○対象者／町内に住所を有し町税などの滞納がない方

### ○対象となる浄化槽／次の要件を全て満たすこと

- ・公共下水道設置条例の排水区域・処理区域を除く地域に設置するもの
- ・自ら居住または居住しようとしている専用住宅・併用住宅に設置するもの
- ・浄化槽工事業の登録または届け出をしている町排水設備指定工事店で施工するもの
- ・浄化槽設置工事が令和4年2月末までに完了すること

### ○補助金額／

①浄化槽設置に対する補助金…設置工事費から10万円を差し引いた額を交付します。（5人槽は上限125万円、7人槽は上限153万円、10人槽は上限214万円）

②宅内配管に対する補助金…単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事にかかる費用（上限30万円）

※浄化槽の年間維持管理費は個人負担です。

### ○指定工事店／永昌工業、服部組、三浦ポンプ機械店、ライフクリエイトくまがい、小野商店

○令和2年度の支給件数／13基（5人槽は3基、7人槽は9基、10人槽は1基）

※令和3年度の上限は13基。

### ○申し込み・問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階3番窓口 ☎内線127）

## 心身障がい者 一般巡回相談の実施

北海道立心身障害者総合相談所では「一般巡回相談」を行っています。令和3年度の釧路市での開催日程が決まりましたのでお知らせします。

相談を希望する方は下記係までご連絡ください。

### ○対象となる方／

- 18歳以上で療育手帳の交付を希望する方
- 総合相談所による直接判定が必要な補装具の給付を希望する方
- 上記のほか、生活上の悩みや問題などの原因が障がいによるものと思われる方

### ○相談日程／

- 第1回…4月13日(火)・14日(水)
- 第2回…8月24日(火)・25日(水)
- 第3回…11月30日(火)・12月1日(水)
- 第4回…令和4年3月8日(火)・9日(水)

○問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線132）



## 固定資産課税台帳の 縦覧制度について

固定資産課税台帳の縦覧制度は、自己所有の土地や家屋の評価額などが、ほかの土地や家屋の評価額と比較して適正かどうかを確認できる制度です。（評価額の比較という目的以外での閲覧はできません）



プライバシー保護のため、例えば「〇〇さん所有の土地（あるいは家屋）」という形での閲覧申請はできませんが「常盤〇〇丁目〇〇番」というように、その物件の所在などが分かると閲覧申請ができますので、あらかじめ調べてから申請をお願いします。

また、今年は3年に一度の固定資産評価替えの年です。これらの見直しは、家屋については建築費用、土地については鑑定価格などを基に行います。

○手数料／縦覧期間内は無料（縦覧期間後は1回100円）

○縦覧期間／4月1日～5月31日

○縦覧場所・問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

## 個人住民税の申告が 必要です

個人住民税は、1月1日に住所のある市町村で課税されます。本町在住の方は、納税義務者や課税標準額を確定するため、申告書の提出が必要です。所得が確定しないと、所得証明書、課税証明書・非課税証明書など「所得に関する証明書」の発行ができない場合があります。

所得税は確定申告書の提出をしなくてもよい場合がありますが、住民税においては申告書の提出が義務付けられています。ただし、前年分の所得税について「所得税の確定申告書」を提出した場合、個人住民税の申告書を提出したものと見なされるため、あらためて提出する必要はありません。

申告義務が免除される場合がありますので、事前に下記係までご連絡ください。

※1月2日以降に亡くなった方も、個人住民税の納税義務がありますので、相続人の方が申告を行う必要があります。

※当初課税までに所得などが確定できない場合、後日役場から個人住民税申告の依頼通知を送付します。

○問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

## 公園を大切に 使いましょう

新緑の季節を迎え、公園でのジョギングや散歩が気持ちの良い時期になります。駒ヶ丘公園や釧路川標茶緑地公園などは、毎年多くの方にご利用をいただいています。公園利用のマナー・ルールを確認し、きれいで気軽に集える憩いの場となるよう心掛けましょう。

### 公園利用のマナー・ルール

- ごみ箱はありません。ごみは持ち帰りましょう。
- 公園施設は全面禁煙となっています。
- 指定場所以外での火気の使用はやめましょう。
- 駐車場以外への車両の乗り入れは行わないでください。
- 駐車場に公園利用以外の目的で、継続的に車両を駐車することはやめましょう。
- ふんの放置が非常に多くなっています。ペットのふんは飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。
- 犬の散歩をする時は、リード（首ひも）を必ず使ってください。リードを外したことによる事故が発生しています。
- 水路、噴水にペットを入れないでください。
- ゴルフの練習は危険ですので、絶対に行わないでください。
- 施設・植栽などを大切にしましょう。



■問い合わせ／役場建設課住宅都市計画係（1階⑥番窓口☎内線274）

## 町税および各使用料などの 夜間納付相談窓口の開設

本町では毎月、夜間納付相談窓口を開設しています。

今月の窓口開設日は次のとおりです。昼間はお仕事などで納付相談が困難という方は、ご利用ください。

なお、コンビニエンスストアでも町税などの納付ができますので、夜間や休日に納付するときなどに利用してください。

町税などは、皆さんの暮らしを支えるための貴重な財源となっていますので、納税に対するさらなるご協力をお願いします。

○日時／4月28日(水)、午後8時まで

○場所／1階⑩番窓口

○問い合わせ／役場税務課納税係 (☎内線155) および各担当係

## もう一度確認しよう 犬の飼い方

放し飼いや不十分なつなぎ方、伸縮リードの不適切な使用などにより、飼い犬が脱走し、近隣住民や家畜などに危害を加えたり、犬自身がけがをしたりすることがあります。ペットによるトラブルが起きた場合、適切な管理をしていなければ飼い主に賠償などの責任が生じます。



・犬は逃げ出さないように、しっかりつなぐか柵に入れましょう。

・散歩に連れて行く時はリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実に行いましょう。

・ペットを飼う際は責任を持ち、マナーを守りましょう。

○問い合わせ／役場住民課環境衛生係 (1階③番窓口 ☎内線127)

## 町有地売り払い情報

本町では、麻生・平和地区の町有地の売り払いを行っています。

○売り払い物件・価格／町ホームページに掲載

○申し込み・問い合わせ／役場管理課契約管財係 (2階⑭番窓口 ☎内線141)

## 国民健康保険喪失 手続きを忘れずに

国民健康保険に加入している方が職場の健康保険に加入した時は、国民健康保険



の喪失手続きと保険証の返還が必要です。手続きをせず、国民健康保険の保険証を誤って使用した場合には、医療費の返還が必要となりますのでご注意ください。

○手続きに必要な物／国民健康保険被保険者証、職場の健康保険に加入した日が分かる書類(新しい健康保険証や雇用契約書など)

○問い合わせ／役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線125)

## 電柱にカラスの巣を 見つけたら連絡を

初夏に向けてカラスの巣作りが盛んになり、市街地では電柱に巣が作られます。巣の材料には、ハンガーや針金などの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると停電の原因になる場合があります。

電柱にカラスの巣を見つけた時はご連絡をお願いします。

○問い合わせ／北海道電力ネットワーク (弟子屈ネットワークセンター ☎0120-06-0684)

## 国民年金保険料 学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修学年限1年以上である課程)に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得の目安〉

128万円

+

(扶養親族の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。令和2年度に保険料を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号などが印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付しています。

同一の学校に在学している方は、このはがきに必要事項を記入して返送すると、令和3年度の申請をすることができます。この場合、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です。

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望するという方は、納付書を送付しますので年金事務所に連絡してください。

○問い合わせ／

・釧路年金事務所国民年金課 (☎0154-22-5810)

・役場住民課年金保険係 (1階②番窓口 ☎内線124)